

ニホンジカ「ついで捕獲、見回り・通報」に取り組んで ～職員負担の軽減につながるか～

岐阜森林管理署 主任地域林政調整官 今井 琢磨^{いまい たくま}

要旨

岐阜県からの出向職員である発表者は、県職員時代にニホンジカ捕獲に関する業務をした経験はなく、国有林職員となって初めて「職員捕獲」を自ら実施し、その大変さを実感することとなりました。そのような中、平成 30 年度から中部森林管理局で取り組むこととなった「ついで捕獲、見回り・通報」への取組を通じ、捕獲頭数の増加や、職員負担の軽減について模索することとしました。

はじめに

岐阜森林管理署では、平成 28 年度からは、「捕獲」を主とした新たなニホンジカ対策に取り組んできました（写真－1）。

その結果、平成 28 年度には 196 頭だった捕獲頭数は、平成 29 年度には 1,007 頭にまで飛躍的に増加しています。これは、市町村へのくくり罠の貸出による効果が大いと考えられます。



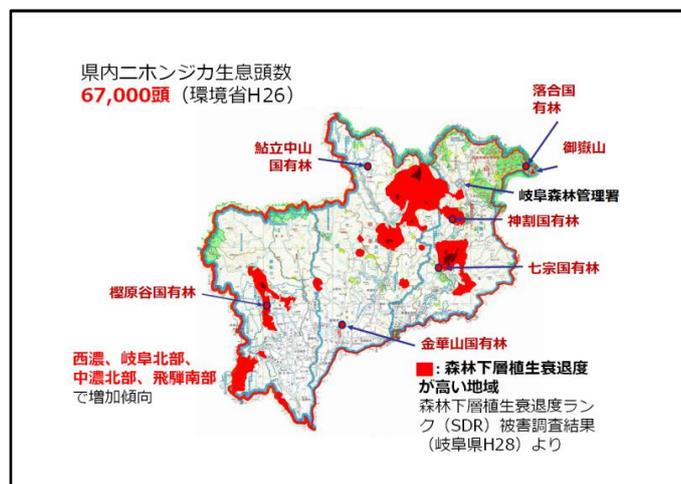
写真－1 職員捕獲

一方、職員捕獲による捕獲頭数については、平成 28 年度の 25 頭から平成 29 年度の 45 頭へと増加しているものの、これ以上に増やすことは難しい状況となっていました。

こうした中、中部森林管理局では平成 30 年度から、森林管理署の行う生産、造林、治山、林道の各事業を請け負う事業者が、事業を行う“ついで”に事業地周辺で捕獲を行う、あるいは通勤途中に罠の状況を確認し必要に応じて猟友会等に知らせる「ついで捕獲、見回り・通報」に取り組むこととなりました。そこで、これに積極的に取り組むことが、職員負担の軽減も念頭においた捕獲頭数の増加につながるのではないかと考えました。

1 管内の概況

岐阜森林管理署は、岐阜県のほぼ中央部の 3 流域、32 市町村を管内に含み、約 4 万ヘクタールの広大な国有林、官行造林地を管轄しています。一方、環境省の調査によれば、岐阜県内には、7 万頭近くのニホンジカが生息していると推定され、一部エリアでは、下層植生の衰退の状況から、特に高密度でニホンジカが生息しているものと考えられています（図－1）。国有林に向かってニホンジカの被害が広がりつつある状況であることが分かります。



図－1 岐阜森林管理署の概況

2 これまでの岐阜森林管理署の取り組み

岐阜森林管理署では、これまで、①ニホンジカ対策にかかる署員の危機感を醸成し体制の構築をはかること、②署管内のニホンジカの生息状況を把握すること、③捕獲事業を推進すること、の3つの目標を掲げ、ニホンジカ対策を行ってきました。具体的な取組は、図-2に示したとおり、多岐にわたりますが、特に、平成28年度からは、「捕獲」に軸足を置いた新たな取組を進めています。

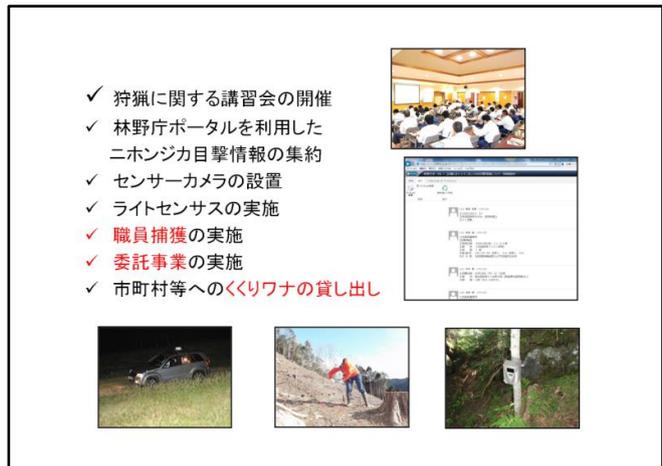


図-2 これまでの岐阜森林管理署のニホンジカ対策

3 「ついで捕獲、見回り・通報」への取り組み

「ついで捕獲、見回り・通報」の取り組みを行うにあたり、以下の4つのステップで行いました。

- ステップ1 ・ ・ 請負事業体へのアンケート
- ステップ2 ・ ・ 取組事業体、関係市町村へ説明
- ステップ3 ・ ・ 具体的な取り組み
- ステップ4 ・ ・ 取組事業体へのアンケート

(1)ステップ1

まず、管内の全ての請負事業体等35社へのアンケートを実施しました。

アンケートの結果、35社中24社において『狩猟免許保有者がいない』との回答があり、岐阜森林管理署において、特に「ついで捕獲」に関してはかなり厳しい状況にあることがわかりました。

そのような中、アンケートで協力できると回答した「ついで捕獲」10社、「ついで見回り・通報」23社の請負事業体を対象に、具体的な協力を働きかけました。働きかけの結果、下呂、郡上、七宗、揖斐川の4地区において「ついで捕獲」2社、「ついで見回り・通報」5社の協力を得ました。

これらの7社を、今後、「取組事業体」と呼ぶこととします

(2)ステップ2

「取組事業体」および「関係自治体」への説明を実施しました。取組事業体に対しては、地域の森林官を通じて、本取組の主旨はもちろん、安全に関する留意事項を伝達しました(図-3)。

また「関係自治体」に関しては、鳥獣保護管理法等の法令、地元猟友会の指導・監督等を所管する市町村に対し、局・署の「ついで捕獲、見回り・通報」の取組について説明し、疑問点への回答を行い、理解を得ました。



図-3 安全等の説明

(3)ステップ3

具体的な取り組みの段階です。ここでは、2つの事例を紹介します。

1つめは、林道事業にかかる「ついで見回り・通報」の取組事例です。下呂市小坂町の「落合国有林」にて新設工事を実施する「ミソスリ支線・林業専用道」の現場です（図-4）。

当該箇所は、既設の林道および林業専用道の先線を新設する工事であり、平成29年度繰越事業でもあったことから、工期的にも、有害鳥獣駆除事業の実施時期とも重なり、「ついで見回り・通報」に好適な現場でした。罠の設置箇所については、工事箇所へ至る道路脇とし、「ついで見回り・通報」の主旨によく合致する事例であったと考えます。

結果として、「取組事業者」からは2回の通報を受けることができました。残念ながら、2回ともカモシカの錯誤捕獲であり、すぐに罠を外して放獣を行うことにはなりませんが、取組に手応えを得ることができました。



図-4 林道事業にかかる「ついで見回り・通報」の取組事例

2つめは、造林事業にかかる「ついで見回り・通報」の取組事例です。

下呂市小坂町にある「門坂国有林」の新植地における「下刈、忌避材塗布」の施工現場における取り組みです。前述の路網開設事業の現場とは異なり、事業エリアが面的な広がりを持つことから、視認性がよく、かつ、ニホンジカの出現が期待できる「林縁部」に罠を設置しました。

結果として、捕獲につながる通報はありませんでしたが、「ついで見回り・通報」の実績にはあがらないものの、工期中に、岐阜森林管理署の職員の見回りにもとづくニホンジカ捕獲が1頭ありましたことを補足します。

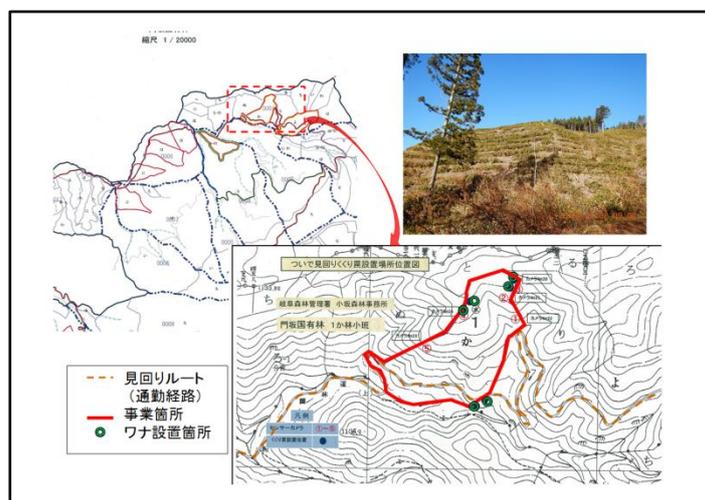


図-5 造林事業にかかる「ついで見回り・通報」の取組事例

最終的には、岐阜森林管理署管内全ての取り組みにより罠にかかった頭数は4頭となり、残念ながら十分とはいえないものとなりました。

(4) ステップ4

最後に、課題を検証するにあたって、「取組事業体」に、自由記載のアンケートを実施しました。まず、「ついで見回り・通報」については、協力できてよかった、弊社の報告が捕獲につながった、今後も協力したい、獣害を身近なことと考えられるようになった、等、概ね好意的な意見が寄せられました。

一方、「ついで捕獲」については、協力できたことは良かったとしつつ、保定用具の準備・携行が大変であった、本業への影響が心配で罠を多くかけることができなかった、といった意見がありました。

おわりに

実施後に行った取組事業体へのアンケート結果から、「ついで捕獲」においては、捕獲後に発生する、止めさし・埋設作業に向けた、保定用具等の準備・携行の負担や、本業への影響の心配など、「ついで見回り・通報」においては、事業を実施している現場までの間に、見回りがしやすくかつ捕獲できそうな場所に罠を設置することが意外に難しいことや、見回りを行う取組事業体が罠に近づき過ぎてしまう危険があるなど、取組事業体の安全確保への考慮といった課題がみえてきました。

これらの課題の解決は簡単ではありませんが、あくまで発表者の私案として、解決策を考えてみました。

「ついで捕獲」は、「取組事業体」へのインセンティブ付与など、事業体が協力することへの対価の設置などが考えられます。また、「ついで見回り・通報」は、特に地元に住んでみえる署職員の方を中心に、狩猟免許の取得や地元猟友会への加入を奨励してはどうかと考えます。その一方、取組事業体の「安全ルール」も、局統一で検討してはどうかと考えました。

最後になりますが、「ついで捕獲、見回り・通報」の取り組みには、まだ発展の余地があると思います。その一方では、「ついで捕獲、見回り・通報」の取り組みを通じて、有害鳥獣駆除事業の担い手である「地元猟友会」と「岐阜森林管理署」との連携や協力関係の構築を、今以上に強力に進めていくことも必要ではないかと感じました。